

地方分権推進計画（抜粋）

[平成10年5月29日 閣議決定]

第4 国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保

4 地方税財源の充実確保

(2) 地方交付税

ア 地方公共団体の自主的な行政執行等の権能を損なわずに、税源の偏在による財政力の格差を是正するとともに、地方公共団体が法令等に基づき実施する一定水準の行政の計画的運営を保障する上で、地方交付税の財政調整機能は極めて重要であることにかんがみ、今後とも、地方財政計画の策定等を通じて、地方交付税総額の安定的確保を図る。

(中略)

オ 地方交付税の算定について、地方公共団体の意見をよりの確に反映するとともに、その過程をより明らかにするために、地方公共団体は普通交付税及び特別交付税の算定方法について意見を申し出ることができること、意見の申し出を受けた場合には、自治大臣は、地方財政審議会に地方交付税に関する事項を付議するに際して当該意見を付することとする等の法令に基づく制度を設けることとする。

カ 地方債の元利償還金について実際の償還額等に応じ基準財政需要額に算入する措置については、災害復旧事業、事業効果が当該団体外に及ぶ事業、地域的に偏在性のある事業、過疎対策等政策的配慮が必要な事業等、財源保障を目的とする地方交付税制度の趣旨に沿うものに限定して行うこととし、従来から行われてきたものはそのあり方の見直しを行うとともに、新たな措置については必要最小限のものとする。

(中略)

サ 「地方交付税について、国の一般会計を通すことなく、国税収納整理資金から地方交付税特別会計に繰り入れる措置については、地方公共団体の固有財源とされている地方交付税の性格を明確にすることに資するという意見がある一方で、国の一般会計において主要税目の状況を一覽性ある姿で示す必要がある等の観点から問題が多いとの意見があり、こうした状況を踏まえ、引き続き検討していく必要がある。」との地方分権推進委員会第2次勧告を踏まえ、引き続き検討する。